

## トピックス

### 助成金

令和4年7月以降の  
雇用調整助成金の特例措置等について

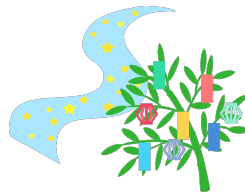
令和4年7月以降の雇用調整助成金の特例措置が公表されました。

特例措置の長期化に伴って不正受給の取り締まりが厳しくなっています。

令和4年4月以降の判定基礎期間の緊急雇用安定助成金は免許証、住民票などの本人確認書類を添付する必要があります。

業況特例に該当する場合は申請の都度売上の比較書類を提出することも必要となりました。

助成金の申請は適正にしましょう。



## 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(注)

別紙

### 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

### 休業支援金等

|      |                      | 令和4年<br>3～6月          | 令和4年<br>7～9月          |
|------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 中小企業 | 原則的な特例措置             | 4/5(9/10)<br>9,000円   | 4/5(9/10)<br>9,000円   |
|      | 地域特例(※2)<br>業況特例(※3) | 4/5(10/10)<br>15,000円 | 4/5(10/10)<br>15,000円 |
| 大企業  | 原則的な特例措置             | 2/3(3/4)<br>9,000円    | 2/3(3/4)<br>9,000円    |
|      | 地域特例(※2)<br>業況特例(※3) | 4/5(10/10)<br>15,000円 | 4/5(10/10)<br>15,000円 |

|             |                | 令和4年<br>3～6月  | 令和4年<br>7～9月     |
|-------------|----------------|---------------|------------------|
| 中小企業        | 原則的な措置<br>(※5) | 8割<br>8,265円  | 8割<br>8,265円(※6) |
|             | 地域特例(※7)       | 8割<br>11,000円 | 8割<br>11,000円    |
| 大企業<br>(※4) | 原則的な措置<br>(※5) | 8割<br>8,265円  | 8割<br>8,265円(※6) |
|             | 地域特例(※7)       | 8割<br>11,000円 | 8割<br>11,000円    |

(※1) 原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3) 令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6) 8月以降の上限額は、8月1日に基本手当の日額上限が変更された場合は、当該変更後の額。

(※7) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

## 人事・労務

「住民税は6月から変わる。住民税の仕組みは？」



### ◆ 住民税のしくみ

住民税は、『その年の1月1日に日本国内に住所がある者』に対して課税される税金であり、「都道府県民税」と「市町村民税」を合わせて住民税といいます。

住民税は「所得割」と「均等割」の2つで成り立っています。

| 住民税 | 所得割                               | 均等割                                      |
|-----|-----------------------------------|------------------------------------------|
|     | 所得(前年1月1日～12月31日までの所得) に対して一律 10% | 5,000円<br>道府県民税: 3,500円<br>市町村民税: 1,500円 |

### ◆ 計算のしくみ

① 所得額 - 所得控除額 = 課税所得額

所得額・・・収入から経費を引いたもの。  
収入が給与のみの場合は、給与収入 - 給与所得控除額(みなし経費)。

所得控除額・・・個人的な事情を考慮したもの。物的控除と人的控除がある。  
物的控除: 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など  
人的控除: 基礎控除、配偶者控除、扶養控除など

② 課税所得額 × 税率(10%) - 税額控除額 = 所得割額

税額控除額・・・課税所得に税率を乗じて算出した額から、一定の金額を控除するもの。  
配当控除、寄附金税額控除(ふるさと納税など)、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)など

③ 所得割額 + 均等割額(5,000円) = 住民税額

住民税は上記のように「前年1月1日～12月31日の所得」を基に計算され、この税金が徴収される期間は「翌年の6月～翌々年の5月」となります。

新入社員の場合は、前年の所得がないことがほとんどなため、入社して1年目は住民税の支払がなく、入社2年目の6月から住民税の徴収が始まるため、手取りが減っていく現象が起きるわけです。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

